

# 喫煙所を設置する際には、受動喫煙が生じないように配慮してください

健康増進法では、喫煙する際や喫煙できる場所を設置する際には受動喫煙を生じさせないように配慮する義務の規定があります。これは、屋外や家庭など法の規制対象外の場所においても配慮を求めるものですので、施設利用者の方にも周知をお願いします。

## 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」

厚生労働省労働基準局において、事業者が実施すべき事項を一時的に示すことで、事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため策定されました。従業員がいる事業所の方は、こちらをご確認ください。

[厚生労働省 職場における受動喫煙防止対策](#) [検索](#)

### Q. 標識はどこに掲示したらよいですか？

A. 施設内に喫煙ができる室を設けている場合は、施設の主たる出入口のわかりやすい場所及び喫煙ができる室の出入口付近にそれぞれ標識を掲示してください。

### Q. 屋外での喫煙はできますか？

A. 第二種施設の屋外は健康増進法では規制対象外ですが、事業者が喫煙できる場所を設置する際には、受動喫煙を生じさせないように配慮する義務が規定されています。施設内を禁煙とした場合には、屋外であっても出入口付近を避け、歩行者・近隣住民などに受動喫煙が生じないように配慮してください。

なお、屋外に灰皿等を設置すると、施設利用者以外の方の灰皿の使用も考えられます。

また、「札幌市ポイ捨て等防止条例」において、喫煙制限区域内では、歩きタバコ及び灰皿の設置されていない公共の場所（道路、公園など）での喫煙は禁止されており、喫煙制限区域外では、そのような喫煙をしないよう努めることが定められています。

### Q. 加熱式たばこなら、宴会場などでも使用できますか？時間分煙は可能ですか？

A. 宴会をする場所が施設全体の一部分であり、技術的基準を満たしていれば、加熱式たばこを喫煙しながら飲食できますが、その場所は20歳未満の方（従業員を含む）は立入禁止の「指定たばこ専用喫煙室」となり、日によって禁煙とすることなどはできません。

禁煙の場所を時間によって喫煙可とする「時間分煙」は認められません。喫煙可の場所を時間によって禁煙とすることはできますが、施設の取扱いは変わらず、喫煙可の場所は禁煙時間中も20歳未満の方（従業員を含む）は立入禁止です。

### Q. 個室の飲食スペースや宴会場は？

A. 望まない受動喫煙を防ぐ観点から、多数の方が使う場所であるため、禁煙となります。その場所を利用する方が求めても、灰皿などの喫煙器具や設備等を提供することは義務違反となります。

### Q. 飲食店等営業許可日が2020年4月1日以降の飲食店はどうなりますか？

A. 既存特定飲食提供施設には該当しないため、屋内禁煙・喫煙専用室の設置・指定たばこ専用喫煙室の設置のいずれかを選択します。（たばこの販売許可をもつ場合はお問い合わせください）



随時、事業者向け情報を掲載します

[札幌市 たばこ](#) [検索](#)

↓ご不明な点はこちらへ

お問い合わせ先

## 札幌市保健所健康企画課たばこ対策担当係

下記電話は保健所の代表番号です。開庁日の8:45~17:15以外はつながりませんので、ご了承ください。（開庁日は土日祝日及び12月29日~1月3日です）また電話でのお問い合わせは混み合うことが予想されますので、できるだけメールでお問い合わせいただきますようお願いいたします。

mail: [tabakotaisaku-tantou@city.sapporo.jp](mailto:tabakotaisaku-tantou@city.sapporo.jp)

メールには、「①事業者名及び担当者名 ②お聞きになりたい内容 ③電話番号及びお電話がつながる時間帯」を記載してください。順次、ご連絡いたします。

札幌市保健福祉局保健所健康企画課 令和元年10月 作成  
〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19 3階  
代表TEL 011-622-5151（開庁日8:45~17:15） FAX 011-622-7221



重要です！

札幌市からのお知らせ

# 事業者のみなさま

## ~2020年4月1日からの受動喫煙対策について~

健康増進法の改正により、**受動喫煙防止**は施設管理権原者等の**責務**となります。飲食店など多数の方が利用する施設は、2020年4月1日から**原則屋内禁煙**に、**喫煙可能な場所**には**20歳未満の方は立入禁止**となります。

### 改正健康増進法の基本的な考え方

1. 望まない受動喫煙をなくしましょう



2. 子ども、患者等に特に配慮しましょう



3. 施設の類型・場所ごとに対策が必要です



### 規制の対象となる「たばこ」

たばこ葉を燃焼又は加熱するたばこ製品

例) 紙巻たばこ、葉巻、パイプ、加熱式たばこなど

※健康増進法における「指定たばこ」は、「加熱式たばこ」と定められています。

アイコス プレムテック グロー  
(例: IQOS、PloomTECH、gloなど)

規制対象

規制対象外

左記以外のたばこ

例) 加熱式たばこ以外の電子たばこ

※葉たばこを原料としないいわゆる「電子たばこ」は規制の対象外ですが、施設におけるルールとして使用を禁止するなどの対応が可能です。

### 施設の管理権原者等に課せられる主な義務

- 1 屋内に喫煙可能な場所を設置する際、その旨を示す標識を掲示する義務
- 2 喫煙可能な場所からのたばこ煙の流出を防止するための基準に適合させる義務
- 3 喫煙禁止場所に喫煙器具、設備等の設置をしない義務
- 4 喫煙場所を設置する際、望まない受動喫煙を生じさせないように配慮する義務
- 5 喫煙室内へ20歳未満の方（従業員を含む）を立ち入らせない義務
- 6 喫煙目的施設等の営業について広告又は宣伝するときは明瞭かつ正確に喫煙環境を表示する義務

1~3の義務違反があり、指導に応じないなどの悪質な違反者には、罰則（過料）が適用される場合があります。

市民等から保健所へ、違反が疑われる施設についての情報提供があった場合、保健所が状況の確認（電話での問い合わせや店舗、事業所等への立入検査等）をします。

保健所が行う立入検査では、受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し、調査や質問をしたり、関係書類を確認することがあります。立入検査への対応も、管理権原者等の責務（応じない場合は罰則適用される場合あり）ですのでご協力をお願いいたします。

### 以下に該当する飲食店は、届出が必要です

- ① 2020年3月31日以前に飲食店等営業許可ありかつ設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っている
- ② 客席面積が100㎡以下
- ③ 資本金または出資の総額が5,000万円以下

全てにあてはまる飲食店が、2020年4月1日以降も店内で喫煙しながら飲食可能な店として営業する場合は「喫煙可能室設置施設届出書」を「札幌市保健所（大通西19丁目）」へ提出してください。（郵送可）

施設の分類や喫煙環境など詳細はこちら

札幌市

# 第二種施設及び喫煙目的施設の分類

# 施設ごとの喫煙環境等及び管理権原者等の責務

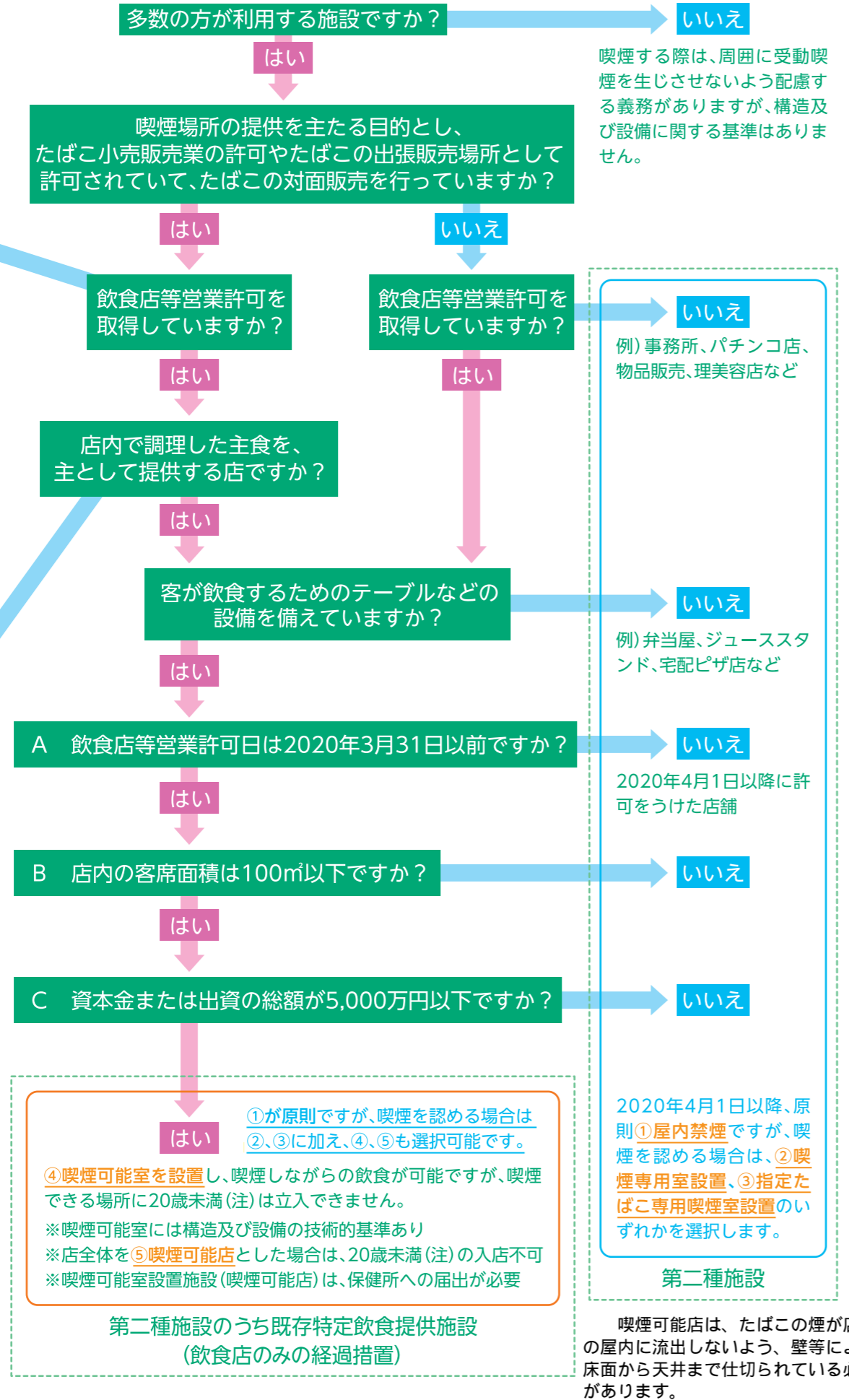
「多数の方が利用する」とは、2人以上の方が同時に、または入れ替わりで利用することです。個室で1人の方にだけサービスする店でも、人が入れ替わるので「多数の方が利用する」に該当します。

**いいえ**  
②、③に加え、⑧、⑨も選択可能です。  
**店内で喫煙可能なたばこ販売店**  
※販売している商品の約5割以上がたばこ又は専ら喫煙に供する器具である店  
**⑧喫煙目的室を設置し、喫煙が可能ですが、喫煙できる場所に20歳未満(注)は立入できません。**  
※喫煙目的室には構造及び設備の技術的基準あり  
※店全体を**⑨喫煙目的店**とした場合は、20歳未満(注)は入店不可

**いいえ**  
②、③に加え、⑥、⑦も選択可能、またA～Cに該当する場合は④、⑤も選択可能です。  
**喫煙を主目的とするバーやスナックなど**  
**⑥喫煙目的室を設置し、喫煙しながらの飲食が可能ですが、喫煙できる場所に20歳未満(注)は立入できません。**  
※喫煙目的室には構造及び設備の技術的基準あり  
※店全体を**⑦喫煙目的店**とした場合は、20歳未満(注)は入店不可

**喫煙目的施設**

(注) 20歳未満には従業員も含まず



	第二種施設 (オフィス、事務所、飲食店など多くの施設) ※学校・病院・児童福祉施設等、行政機関を除く					喫煙目的施設 (喫煙することを主目的として要件を満たす施設)			
	① 屋内禁煙	② 喫煙専用室設置施設	③ 指定たばこ専用喫煙室設置施設	④ 喫煙可能室設置施設(飲食店)	⑤ 喫煙可能店(飲食店)	⑥ 喫煙目的室設置施設(飲食店)	⑦ 喫煙目的店(飲食店)	⑧ 喫煙目的室設置施設(たばこ販売店)	⑨ 喫煙目的店(たばこ販売店)
○:可・要 ×:不可・不要 △:一部該当 ―:該当しない									
施設内の一部に喫煙室設置	―	○	○	○	―	○	―	○	―
屋内全体を喫煙可と扱う施設	―	×	×	×	○	×	○	×	○
喫煙室内での飲食	―	×	○	○	○	△	△	―	―
喫煙室の技術的基準の適合	―	○※	○※	○※	△ (店以外の場所との区画は必要)	○※	○※ (構造によるため個別に判断)	○※	○※ (構造によるため個別に判断)
20歳未満の立ち入り(従業員含)	○	○ (喫煙室は不可)	○ (喫煙室は不可)	○ (喫煙室は不可)	×	○ (喫煙室は不可)	×	○ (喫煙室は不可)	×
施設出入口の標識	―	○	○	○	○	○	○	○	○
喫煙室出入口の標識	―	○	○	○	―	○	―	○	―
広告や宣伝等に明示	×	×	○	○	○	○	○	○	○
保健所への届出	×	×	×	○	○	×	×	×	×
関係書類等の保存	×	×	×	○	○	○	○	○	○

(それぞれの施設種別において要件適合を確認できる書類、資料、帳簿等)

- ※ 喫煙室外への煙の流出防止措置(技術的基準)**
- 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること(扉がある場合は、開放した状態での開口面の気流を測定する)
  - たばこの煙(加熱式たばこの蒸気を含む)が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないように壁・天井等により区画すること
  - たばこの煙が施設の屋外に排気されていること
- ◎施設内が複数の階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能です(フロア分煙)。加熱式たばこ専用のフロアでは飲食等もできますが、たばこ葉を燃焼させるたばこの喫煙(紙巻たばこ等)も認める場合は、喫煙以外の行為はできません。
- ◎技術的基準にも経過措置があります。詳細はお問い合わせください。